

# 神戸市経理適正化外部検証委員会報告書の27項目の提言への対応

～これまでの取組状況（平成23年5月～11月）～

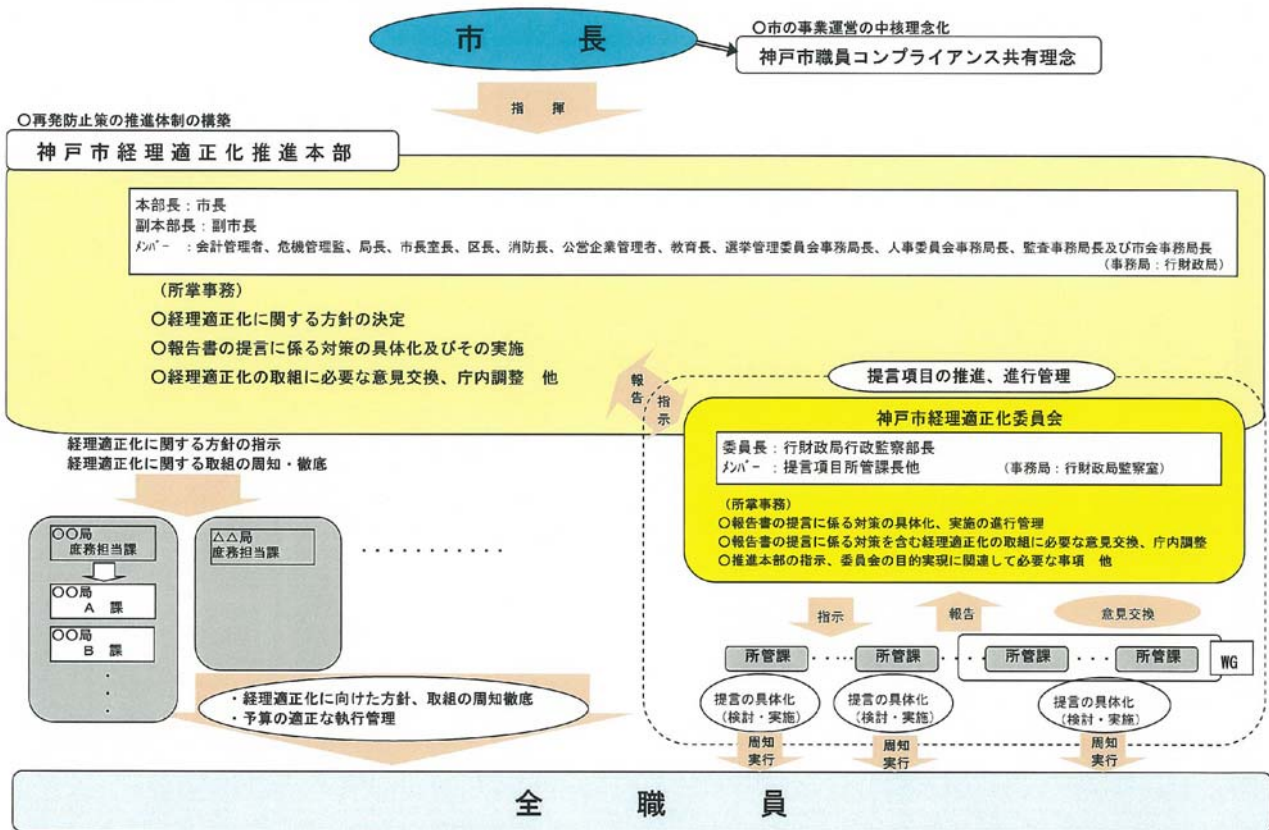
## (1) 組織としての推進に係る提案

### 【①新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化】

#### 神戸市経理適正化推進本部及び神戸市経理適正化委員会の設置、開催

神戸市経理適正化外部検証委員会の提言項目（以下「提言」）の具体化も含めた経理適正化に関する様々な取組みを全庁的な体制のもとで推進し、再発防止を徹底するため、市長をトップとする神戸市経理適正化推進本部（以下「本部」）及び本部の下部組織として、27の提言項目を所管する関係課の課長級職員をメンバーとする神戸市経理適正化委員会（以下「委員会」）を設置した。

神戸市経理適正化外部検証委員会報告書での提言の推進に向けて



#### ○ 所掌事務及び開催日

##### 【本部会議】

経理適正化に関する方針の決定や提言の具体化及びその取組みの進捗状況を情報共有し、全庁での経理適正化に向けた取組みを促進する。第1回会議を平成23年5月30日（月）に開催し、提言を組織として速やかにかつ強力に推進していくことや職務執行の大前提であるコンプライアンスの徹底について確認した。

## 【委員会】

提言に係る対策の具体化、その実施状況を確認し、進行管理するとともに、取組内容に関して意見交換する。これまで4回開催した。

- ・第1回委員会：平成23年5月30日（月）
- ・第2回委員会：平成23年7月15日（金）
- ・第3回委員会：平成23年8月16日（火）
- ・第4回委員会：平成23年10月25日（火）

なお、委員会のほか、後掲する見積み合せのルール化など具体的な事務処理に係る提言の具体化に向けて関係課長会を別途、開催した。

## 【②コンプライアンスの中核理念化】

## 神戸市職員コンプライアンス共有理念の策定

## ○ 目的、内容等

市政におけるコンプライアンスの重要性を改めて明確化するとともに、職員一人ひとりが日常業務や生活の中で、自立性をもって、コンプライアンス意識を高めてもらうため、神戸市政の透明化及び職員の公正な職務執行の確保に関する条例（神戸市コンプライアンス条例）に基づく職員の基本姿勢の遵守など市職員として特に意識し、実践すべきコンプライアンスの内容を7つの項目として理念化した。

## 神戸市職員コンプライアンス共有理念

- 1 神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例の目的である「市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立する」ため、同条例の職員等の基本姿勢（第2章）を遵守すること。
- 2 法令等を遵守し、全体の奉仕者として全ての市民に対して、常に誠実で公正、公平に職務を執行すること。
- 3 市民の信託に応えるべき市職員として、常に高い倫理意識を持ち、市民に説明できないような行為を決してしないこと。
- 4 前例にとらわれず、市民本位の立場に立って絶えず業務改善、意識改革に取り組むこと。
- 5 市民から託された税金の重みを深く認識し、法令に則した適正な手続きに基づき経理事務を含む業務を遂行すること。
- 6 職責に関わらず、自由闊達な議論が行える風通しのよい組織風土づくりに努めること。
- 7 個人情報には細心の注意を払い、適正・厳正な管理を徹底するとともに、行政に関する情報は全て市民の財産であることを意識し、全ての市民に分かりやすく説明責任を果たせるように心がけること。

平成23年5月30日

神戸市長 矢田 立郎

この共有理念は、職員一人ひとりが日々の業務や私生活の中で特に意識し、気をつけるべきものです。縮小コピーして手帳に貼付するなど機会あるごとに目に触れる場所に携帯しておきましょう。

## ○実効性の確保

神戸市職員コンプライアンス共有理念のポイントや留意点、後掲するコンプライアンス自己チェックシートなどを盛り込んだ冊子を作成し、後掲する全職場を対象とする職場研修、庁内イントラを通じて全職員に周知啓発、徹底した。

## 【③監査、監察機能を有する機関等の連携強化】

### 監査、監察業務等に係る情報連絡会の設置、実施

財務に関する監査等を実施する監査事務局、監察機能を有する機関である行財政局監察室や会計室が業務を行う過程で把握した経理処理の問題点等について情報共有し、それぞれの業務をより効果的なものとするための実施方法等について意見交換を行う場として、会計室や行財政局監察室、監査事務局の関係職員をメンバーとする監査、監察業務等に係る情報連絡会を6月10日に設置し、これまで4回の会議を開催した。

- ・第1回会議：平成23年6月10日（金）
- ・第2回会議：平成23年8月10日（水）
- ・第3回会議：平成23年9月28日（水）
- ・第4回会議：平成23年10月12日（水）

### 行政調査規則の改定、運用

監査、監察機能を有する機関の連携強化の観点から、行財政局監察室が実施する内部監察である行政調査規則に基づく調査において、行政調査規則に基づく調査結果や改善要望内容、改善措置結果に関しては、必要に応じて適宜、監査委員に情報提供ができる仕組みを盛り込んだ規則改定を平成23年11月1日付けで行った。

今後は、この仕組みに基づき、必要に応じて、適宜、内部監察の結果を監査委員に情報提供し、重層的なチェック機能がより効果的に発揮できるように運用していく。